明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境一）　一

〔告示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁五）　一

○技術協力に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務一〇）　二

○債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（同一一）　三

○アメリカ合衆国ドル建て借款の供与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一二）　四

○技術協力に関する日本国政府と東南アジア諸国連合との間の協定第六条の規定に基づく日本国政府とタイ王国政府との間の特権、免除及び便宜に関する書簡の交換に関する件（同一三）　五

○農薬を登録した件（農林水産七四、七五）　六

○農薬の登録が失効した件（同七六）　六

○保安林の指定をする件（同七七～八三）　七

○保安施設地区の指定をする件（同八四）　八

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき型式承認をした件（国土交通二五）　八

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律において準用する船舶安全法の規定に基づき型式承認をした件（同二六）　九

○道路に関する件（中国地方整備局二）　九

○都市計画に関する件（九州地方整備局五）　九

〔公告〕

諸事項

官庁　鉱業法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分関係　九

裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

会社その他　二九

府令・省令

○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年一月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹
環境大臣臨時代理
国務大臣　野村　哲郎

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省・文部科学省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行し、この命令による改正後の別表第三の規定は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から適用する。